

宇都宮市のスポーツに関する現況の基礎調査業務 仕様書

第1章 総則

1 業務の名称

宇都宮市のスポーツに関する現況の基礎調査等業務

2 業務の背景と目的

本市では、平成18年4月にスポーツ振興基本計画を策定した後、平成20年3月の改訂版を経て、平成27年3月に策定した宇都宮市スポーツ推進計画（計画期間：平成27年度～令和6年度）（以下、「現行計画」）に基づき、スポーツに関連する施策を推進している。

このような中、超少子高齢化、新型コロナウイルス感染症の蔓延によるテレワークの普及を始めとする働き方改革の進展などに伴い、人々の「生活様式」や「働き方」等のライフスタイルが大きく変化してきており、市民一人ひとりが、体力向上や仲間づくりなどのスポーツの意義を再認識し、生活の一部においてスポーツに親しむ時間を確保することが重要となってきた。

また、地域コミュニティの希薄化進展により、スポーツを通じた人々の交流や地域でのスポーツ機会が減少しており、改めて、だれもが、いつでも、スポーツを楽しむ「ひとり1スポーツ」の実現に向け、身近な場所で気軽にスポーツに親しむ機会の創出が求められている。

本業務は、スポーツ行政を取り巻く環境の変化等を踏まえ、現状分析や課題の整理を行い、次期10年間（令和7～16年度）のスポーツ振興の取組の方向性を定めるための基礎調査等を実施するものである。

3 業務の期間

本業務の期間は、契約締結の日から令和6年3月29日（金）までとする。

第2章 共通仕様

1 適用の範囲

本仕様書は、本業務に適用されるものとする。

なお、本仕様書に明記なき事項であっても、本業務の遂行上必要と思われる事項については、本市と受託者の協議により決定するものとする。

2 業務内容

本業務の内容は、第3章特記仕様によるものとする。

3 技術者及び業務管理

- (1) 受託者は、主任技術者、照査技術者及び担当技術者をもって、秩序正しい業務を行わせるものとする。
- (2) 主任技術者は、業務の全般にわたり、技術的監理を行うものとし、常に本市との連絡を密にし、十分な協議の下で業務の円滑な遂行を図るものとする。
- (3) 照査技術者は、主任技術者と兼任できないものとし、成果品を監査し、品質の確保に努めるものとする。

4 疑義

本仕様書に定める事項について疑義を生じた場合又は本仕様書に定めのない事項については、本市と受託者の協議により決定するものとする。

5 関係法令等

受託者は、本業務の遂行に当たっては、本仕様書に従うほか、関係法令等を遵守するとともに、関連計画等（国、県、本市等）との整合、調整に十分留意するものとする。

6 機密の保持

- (1) 受託者は、本業務の遂行上知り得た事項について、第三者に漏らしてはならない。
- (2) 受託者は、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理又は情報資産の保護のために必要な措置を講じなければならない。
- (3) 受託者は、本市の承諾なく、成果品（未完成の成果品を含む。）を他人に閲覧、複写又は譲渡してはならない。

7 一括再委託の禁止

- (1) 受託者は、業務の全部又は本市が仕様書等において指定した主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- (2) 本市が指定した主たる部分に該当しない業務を第三者に委託し、又は請け負わせようとするときは、できる限り市内業者から選定するよう努めること。市内業者に発注するときは、業務の内容、見積金額における市内業者への再委託金額の割合等を企画提案内容に記入すること。また、各業務において、市内居住者を雇用する場合、人数、賃金額等を企画提案内容に記入すること。
- (3) 受託者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、本市の承諾を得なければならない。ただし、本市が仕様書等において指定した軽微な部分を委任し、又は請け負わせようとするときは、この限

りではない。

- (4) 本市は、受託者に対して、業務の一部を委任し、又は請け負わせた者の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

8 地域経済貢献

本市が指定した主たる部分に該当しない業務を第三者に委任し、請け負わせようとするときは、地域経済の振興や本市内業者育成の観点から、できる限り本市内に本店を有する業者（以下、「市内業者」という。）から選定するよう努めるものとする。

なお、市内業者に再委託するときは、業務の内容及び見積金額における市内業者への発注金額の割合等を企画提案内容に明記しなければならない。

また、各業務において、市内居住者を雇用する場合、人数及び賃金額等を企画提案内容に明記すること。

9 資料の貸与

本業務の遂行上必要な資料の収集等について、本市から貸与を受けた資料については、そのリストを本市に提出し、業務完了とともに返却すること。

なお、本市から返却の要求があった場合は、速やかに返却すること。

10 関係機関との協議

本業務の遂行上必要な関係機関との協議については、受託者の責任において適正に処理するとともに、その内容を遅滞なく本市に報告するものとする。

11 議事録

受託者は、業務遂行に当たっての事務打合せ等の都度、その結果について整理し、書面を持って本市へ報告するものとする。

12 提出書類

受託者は、業務の着手及び完了に当たっては、契約書に定めるもののほか、次の資料を提出し、本市の承認を受けるものとする。

なお、承認された事項を変更しようとするときは、その都度、本市の承認を受けるものとする。

(1) 業務着手時

- ・ 業務着手届
- ・ 業務工程表
- ・ 主任技術者届及び履歴書
- ・ 担当技術者一覧
- ・ 業務実施計画

(2) 業務完了時

- ・ 業務完了届
- ・ 成果品納品書

(3) その他業務遂行上必要とされる書類

13 打合せ

打合せは、業務着手時、中間、業務完了時、及び随時必要に応じて行うものとする。

また、協議結果については打合せ記録簿として整理し、双方で協議内容とその結果を確認できるようにする。

1 4 検査及び業務の完了

- (1) 受託者は、業務を完了したときは、遅滞なく業務完了届を提出するとともに、本仕様書に指定された成果品及び成果品納品書を提出し、本市の検査を受けるものとする。
- (2) 受託者は、検査の合格を持って業務の完了とする。なお、成果品に不備または不合格な点が発見された場合は、受託者は速やかにこれを訂正しなければならない。

1 5 成果品

本業務の成果品は、電子データで納めることとし、次のとおりとする。

- (1) 市民アンケートの回答書
- (2) 調査報告書
- (3) 調査報告書「概要版」
- (4) 提案書その他関係書類 一式

1 6 その他

- (1) 業務の遂行に当たり使用する関係資料、データ等については、行政計画、過年度の関連調査等のほか、可能な限り最新のものを使用し、出典、年月等を明記すること。
- (2) 各種資料や成果品の作成に当たっては、Microsoft Word2016, Excel2016 又はこれらと互換性のあるものを使用すること。

第3章 特記仕様

本業務の内容は、次のとおりとする。

本業務の遂行に当たっては、規定事項、既存調査、各種会議等における意見や検討経過を十分に踏まえ、適切に作業を進めるものとする。

なお、次年度に予定する「(仮称)第2次宇都宮市スポーツ推進計画」策定の際に本調査のデータが有効活用できるものとする。

また、本業務の内容について、方向性やスケジュール等に変更が生じることも十分にあり得ることから、受託者は、これらの変更等に柔軟かつ的確に対応するものとする。

1 基礎データの収集・整理及び現状分析

(1) スポーツに関する現況の基礎調査

国県の動向や社会経済情勢の変化など、スポーツ分野の最新動向を的確に捉えるほか、下記の点について、精度の高いデータを収集するとともに他市との比較を行う。(手法例：市民アンケート等)

- ・ スポーツに対する市民の関わり方の現況とニーズ
- ・ 本市における民間スポーツ関連事業者数とその形態
- ・ スポーツ施設の配置

なお、各市立小中学校の児童・生徒、自治会、まちづくり協議会、スポーツ協会に属する競技団体に対する調査を必要とする場合については、協議の上、本市がその調査を行い、回収した回答を提供する。

(2) 庁内の関係施策や計画の整理

宇都宮市スポーツ推進計画等のスポーツ関連施策について、昨今の情勢を踏まえた評価を行う。

本市のスポーツ関連計画（参考）

- ・ 宇都宮市経済・地域の活性化に向けたスポーツ都市戦略（R4.3策定）
- ・ 第2次健康うつのみや21（H25.3策定/R6改定予定）
- ・ 第5次宇都宮市障がい者福祉プラン（H30.3策定/R5改定予定）
- ・ 宮っ子未来ビジョン（平成17年9月策定）
- ・ 宇都宮市学校健康教育推進計画～うつのみや元気っ子プロジェクト～（R5.2改定） 等

(3) 本市の課題等の分析・導出

上記の調査結果や既存の各種統計、調査データ等を活用しながら、本市の課題等を分析・導出する。

2 本市のスポーツ行政政策に関する調査報告

1の調査結果等を基に、以下の点を含め、調査報告書及び概要を作成する。

- ・ スポーツ実施率伸び悩みの要因

なお、写真・イラストを使用するなど、分かりやすくまとめて作成する。

3 次期スポーツ推進計画策定に向けた提案

2の調査報告に基づき、以下の施策等及び独自の視点によるものを盛り込み、本市の次期スポーツ推進計画策定に向けた提案を行う。

(提案例：計画骨子案，計画素案等)

- ・ 地区ごとの特色を踏まえたスポーツ推進施策
- ・ 超高齢化，人口減少を見据えた各年代への支援策
- ・ 行政と各関係団体との役割や連携方法に関する方針

なお，写真・イラストを使用するなど，分かりやすくまとめて作成する。

4 進捗報告会議等への出席

適宜，進捗報告会議を設定し（オンライン可），業務の進捗について共有するとともに，必要に応じて，地域会合等に参加するものとする。

5 スケジュール（予定）

令和5年	7月中旬	業務委託契約締結
	11月下旬	中間報告
	3月下旬	業務完了，報告書提出